

はじめに

現代の社会においては、様々な製品の製造等のために、多種多様な化学物質が利用され、私たちの生活に利便を提供している。また、物の焼却等に伴い非意図的に発生する有害な化学物質もある。今日、推計で約 5 万種以上の化学物質が流通し、また、日本において工業用途として届け出られるものだけでも毎年約 300 物質程度の新たな化学物質が市場に投入されている。

化学物質は、現代の私たちの社会と生活の発展・向上に貢献してきた。しかし一方で、あまりにも多種多様な化学物質が製造、使用、廃棄されており、日常生活の様々な場面や製造から廃棄に至る事業活動の各段階において、環境を経由して人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあり、こうした影響のおそれ（環境リスク）に対する市民の不安も大きなものとなっている。

このため、化学物質による環境汚染に関して安全で安心な社会を実現するには、従来型の規制だけでは対応しきれない状況となっている。従来型の規制等に加え、化学物質による環境リスクに関する情報を市民、産業、行政等の全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図り、環境リスク低減のための合理的な行動が出来るようにすることが必要である。この「化学物質による環境リスクに関する情報を市民、産業、行政等の全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること」をリスクコミュニケーションという。言い換えると、今後はリスクコミュニケーションに基づく化学物質の環境リスク管理の推進が必要といえるであろう。

リスクコミュニケーションを推進するためには、中立的な立場でリスク評価が出来る能力や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、化管法、PRTR 法）」等の法律や化学物質の有害性に関して分かりやすく説明する能力を有する人材が育成され、コミュニケーションの場面で活躍することが重要である。

環境省では、リスクコミュニケーションの推進に資する人材として、化学物質アドバイザーの育成、活用に着手し、化管法の施行にあわせて、化学物質アドバイザー事業（人材派遣）を展開してきた。現在、24 名が登録され、毎年、勉強会・講演会等の講師やリスクコミュニケーションにおけるインタープリター（解説者）として活動しており、派遣要請も全国各地から寄せられるようになっている。

化管法に基づく化学物質の排出量データの公表が開始されてから 5 年が経過し、地域社会での化学物質管理に向けた取組への関心が高まりつつあること等を踏まえ、化管法の改正に向けた中央環境審議会・産業構造審議会合同の中間報告では、リスクコミュニケーションの必要性が述べられている。

こうしたことから、より一層リスクコミュニケーションを推進すると共に、より身近な存在として活用していただくため、新たな人材の育成が必要となり、化学物質アドバイザーを追加募集することとなった。

本テキストでは、初版から 5 年が経過していることもあり、化学物質関連法規の追加、改正等を確認すると共に、化学物質アドバイザーのリスクコミュニケーションへの派遣事例追加等の改訂を行った。

認定審査を受けるにあたり、本テキストを参考に、自主学習に努めていただきたい。